

# 静岡県が育成したチャ登録品種の利用制限方針について

令和4年4月版

令和2年12月に種苗法が一部改正され、それに伴い静岡県登録品種の利用制限方針が定められました。つきましては、静岡県が育成したチャ登録品種について、下記のとおり利用制限方針を定めましたのでお知らせします。

## <静岡県が育成したチャ登録品種>

品種名	登録年月日	育成者権消失日(最長)	海外持出	栽培地域	自家増殖	
					増殖	許諾
香駿	2000/6/27	2025/6/27	不可	県内*	県内可	要
つゆひかり	2003/3/17	2028/3/17	不可	県内*	県内可	要
ゆめするが	2012/11/14	2042/11/14	不可	県内*	県内可	要
しずかおり	2015/3/11	2045/3/11	不可	県内*	県内可	要

\*過去に苗木業者等より正規に種苗を購入し栽培している場合は継続して栽培可能。

## <利用制限方針の概要>

### 1 輸出国の指定（種苗の海外持ち出し制限）について

- ・品種登録出願時に種苗の輸出国の指定（制限）ができるようになりました（令和3年4月1日施行）。
- ・経過措置として、令和3年9月末日まで、既存の登録品種についても種苗の輸出国指定（制限）が可能でした。
- ・現在、「香駿」、「つゆひかり」、「ゆめするが」、「しずかおり」について、種苗の海外への持ち出しを禁止しています。

### 2 国内栽培地域の指定（指定地域外の栽培の制限）について

- ・品種登録出願時に国内栽培地域の指定（制限）ができるようになりました（令和3年4月1日施行）。
- ・現在、国内栽培地域を指定している登録品種はありません。但し、いずれの登録品種においても、許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等は、県内生産者が県内で栽培する場合に限り販売可としています。

### 3 自家増殖について

- ・登録品種について、農業者による自家増殖は許諾制となりました（令和4年4月1日施行）。
- ・静岡県が育成したチャ登録品種の自家増殖は、県内生産者に限り可、許諾は要、費用は無償とします。
- ・令和4年4月1日以降に購入した種苗を用いた自家増殖について、静岡県から許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等からの種苗の購入手続きにより、自家増殖を許諾します。この際、種苗販売先から提示される「静岡県登録品種利用に係る同意書」の提出が必要です。
- ・令和4年3月31日以前に購入した種苗を用いた自家増殖について、下記＜種苗管理の遵守事項＞への同意をもって、自家増殖を許諾したものとみなします。なお同意にかかる手続きは不要です。

### 4 種苗購入時の同意書の提出について

- ・静岡県が育成したチャ登録品種の栽培において、下記＜種苗管理の遵守事項＞の徹底のため、令和4年度から種苗購入時に「静岡県登録品種利用に係る同意書」の提出が必要です。
- ・種苗購入時に、種苗業者、生産者団体等の種苗販売先から提示される「静岡県登録品種利用に係る同意書」を提出してください。

#### ＜種苗管理の遵守事項＞

- ① 種苗を県外及び海外に持ち出さないこと
- ② 自家増殖により得た種苗は、有償・無償を問わず他者に受け渡ししないこと
- ③ 品種特性を著しく損なうことのないよう適切な種苗を選び利用すること
- ④ 自己の農業経営に用いなかった種苗は、可能な限り早く廃棄すること
- ⑤ 県登録品種に関連する県の調査に協力すること
- ⑥ その他許諾に関連する事項について県の指示に従うこと